

神奈川県教育委員会と神奈川県 PTA 協議会との連携と協力に関する包括協定書

神奈川県教育委員会（以下「甲」という。）と神奈川県 PTA 協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり連携と協力に関する包括協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、神奈川の教育上の諸課題に対し、甲及び乙が包括的に連携、協力することで、児童・生徒の健全育成や家庭・地域・学校の連携の推進等に寄与し、もって神奈川の未来を切り開く教育の振興を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 児童・生徒の健全育成に関すること。
- (2) 家庭・地域・学校の連携の推進に関すること。
- (3) 共生社会の実現に向けた取組に関すること。
- (4) 神奈川の教育力の向上に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

（連絡会議）

第3条 前条の連携協力事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置する。

2 連絡会議の構成及び運営に関する事項は、甲及び乙が協議の上、別に定める。

（期間等）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成34（2022）年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲及び乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、個別の連携協力事業に係る事項その他必要な事項は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月29日

甲 横浜市中区日本大通33番地
神奈川県教育委員会教育長

乙 横浜市中区海岸通3番地9
神奈川県PTA協議会会長

桐谷 次郎

蓮原 和哉